

青少年愛護条例

(昭和38年3月31日兵庫県条例第17号)

目次

- 第1章 総則 (第1条-第7条)
- 第2章 協働による青少年の健全な育成と保護 (第8条・第9条)
- 第3章 優良興行及び優良図書類の推奨 (第10条)
- 第4章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある営業等の制限 (第11条-第19条)
- 第5章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の禁止等 (第20条-第24条)
- 第5章の2 インターネット上の有害情報等からの青少年の保護 (第24条の2-第24条の6)
- 第6章 雑則 (第25条-第29条)
- 第7章 罰則 (第30条-第32条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成を図り、あわせてこれを阻害するおそれのある行為から青少年を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者（法律により成年に達したものとみなされる者及び成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）をいう。
- (2) 保護者 親権者、後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、スライド、レコード、録音テープ、コンパクトディスク、映画フィルム、ビデオテープ、ビデオディスクその他これらに類するものをいう。
- (5) 玩具類等 玩具類又は刃物類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）をいう。
- (6) 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面する方法によらずに、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。
- (7) 遊技営業等 次に掲げる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業並びに旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用を受ける営業を除く。）をいう。
 - ア 設備を設けて客に遊技又は遊興をさせる営業
 - イ 設備を設けて客に飲食をさせる営業
 - ウ 設備を設けて客に図書類の閲覧若しくは視聴をさせ、又はインターネットの利用をさせる営業

- (8) 有害役務営業 店舗型有害役務営業及び無店舗型有害役務営業をいう。
- (9) 店舗型有害役務営業 次に掲げる営業（風営適正化法第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）をいう。
- ア 店舗を設け、著しく性的感情を刺激するおそれがある方法により、専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業
- イ 店舗を設け、専ら異性の客に対し著しく性的感情を刺激する姿態を見せる役務を提供する営業
- ウ 店舗を設け、専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせる役務を提供する営業
- エ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接するもののうち、次のいずれかに該当するもの
- (ア) 客に接する業務に従事する者が著しく性的感情を刺激する衣服として規則で定めるものを着用するもの
- (イ) 客に接する業務に従事する者が青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる衣服として規則で定めるものを着用するもの
- (ウ) 青少年が客に接する業務に従事していることを明示し又は連想させる文字、数字その他の記号、映像、写真又は絵として規則で定めるものを当該営業の場所の名称又は広告若しくは宣伝に用いるもの
- (10) 無店舗型有害役務営業 次に掲げる営業（風営適正化法第2条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。）をいう。
- ア 著しく性的感情を刺激するおそれがある方法により、専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、当該客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
- イ 専ら異性の客に対し著しく性的感情を刺激する姿態を見せる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、当該客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
- ウ 専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、当該客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

(県の責務)

第3条 県は、青少年の健全な育成及びこれを阻害するおそれのある行為からの青少年の保護（以下「青少年の健全な育成と保護」という。）に関する施策を実施するとともに、県民による青少年の健全な育成と保護に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、その地域の社会的状況に応じた青少年の健全な育成と保護に関する施策を実施するとともに、県の青少年の健全な育成と保護に関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、青少年を取り巻く社会環境の変化に常に注意を払い、相互に協力して当該社会環境の清浄化に努めるとともに、県及び市町の青少年の健全な育成と保護に関する施策に協力しなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、その監護する青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、良好な家庭環境の中で当該青少年を養育しなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年の健全な育成を阻害しないように努めるとともに、県及び市町の青少年の健全な育成と保護に関する施策に協力しなければならない。

第2章 協働による青少年の健全な育成と保護

(協働による青少年の健全な育成と保護のための社会環境の整備)

第8条 県、市町、県民、保護者及び事業者は、自発的かつ積極的に青少年の健全な育成と保護に関する活動に取り組むとともに、相互に協力及び連携を行うことにより、青少年にとって良好な社会環境の整備を図るものとする。

2 県民、保護者及び事業者による青少年の健全な育成と保護に関する活動並びに前項に規定する協力及び連携を支援するため、県に、青少年愛護活動推進員を置く。

(青少年の保護のための努力義務)

第9条 何人も、その内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するため、青少年に観覧させ、見せ、読ませ、又は聞かせることがその健全な育成を阻害すると認められる興行、図書類、広告物その他のものを青少年に観覧させ、見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

- (1) 著しく性的感情を刺激するものであること。
- (2) 著しく粗暴性又は残忍性を助長するものであること。
- (3) 著しく恐怖心を与えるものであること。
- (4) 犯罪を誘発し、又は助長するおそれがあるものであること。
- (5) 自殺を誘発し、又は助長するおそれがあるものであること。

2 何人も、その形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当するため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められる玩具類等その他の物を青少年に所持させないように努めなければならない。

- (1) 人体に危害を及ぼすおそれがあるものであること。
- (2) 著しく性的感情を刺激するものであること。

3 何人も、その内容、設備又は形態が青少年の健全な育成を阻害すると認められる営業を青少年に利用させないように努めなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、何人も、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を行わないように努めなければならない。

第3章 優良興行及び優良図書類の推奨

第10条 知事は、興行及び図書類の内容が青少年の健全な育成に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

第4章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある営業等の制限

(有害興行の観覧の禁止)

第11条 知事は、興行の内容の全部又は一部が第9条第1項各号のいずれかに該当するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該興行を青少年にとって有害な興行(以下「有害興行」という。)として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、告示により行う。ただし、緊急を要する場合には、当該興行を行う興行場を経営する者又は当該興行を主催する者(以下「興行者」という。)に、その旨を通知することにより告示に代えることができる。

3 第1項の規定による指定を受けた興行のほか、興行の内容が青少年に与える影響についての審査を行

う団体で知事が指定するものが、青少年に観覧させることが適当でないと認めた興行は、有害興行とする。

- 4 第2項本文の規定は、前項の規定による指定について準用する。
- 5 興行者は、第1項の規定による指定を受けた興行又は第3項に規定する興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に青少年の入場を禁ずる旨を当該興行を行う期間掲示し、当該興行を青少年に観覧させてはならない。
- 6 知事は、第1項の規定による指定をした興行の内容が同項に規定する理由に該当しなくなると認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

(有害図書類及び有害玩具類等の販売等の禁止)

第12条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が第9条第1項各号のいずれかに該当するため、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類を青少年にとって有害な図書類（以下「有害図書類」という。）として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定を受けた図書類のほか、次の各号のいずれかに該当する図書類は、有害図書類とする。
 - (1) 書籍、雑誌その他の刊行物であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とする写真又は描写する絵画で規則で定めるものを掲載するページの数が規則で定める数以上であるもの
 - (2) ビデオテープ、ビデオディスクその他これらに類するものであって、卑わいな姿態等を描写する場面で規則で定めるものの描写の時間が規則で定める時間以上であるもの
 - (3) 表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に第1号の規則で定める写真又は絵画を掲載している図書類
 - (4) 図書類の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体で知事が指定するものが、青少年に観覧させ、又は視聴させることが適当でないと認めた図書類で、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの
- 3 図書類を販売し、貸し付け、観覧させ、又は視聴させることを業とする者（以下「図書類取扱業者」という。）は、有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、観覧させ、又は視聴させてはならない。
- 4 知事は、玩具類等の形状、構造又は機能が第9条第2項各号のいずれかに該当するため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該玩具類等を青少年にとって有害な玩具類等（以下「有害玩具類等」という。）として指定することができる。
- 5 前項の規定による指定を受けた玩具類等のほか、次の各号のいずれかに該当する玩具類等は、有害玩具類等とする。
 - (1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する玩具類等で、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
 - (2) 使用済みの下着（使用済みの下着である旨の表示若しくはそれと誤認させる表示がされ、又は使用済みの下着と誤認させる形態を有する玩具類を含む。）
 - (3) 下着の形状をした玩具類
- 6 玩具類等の販売又は貸し付けを業とする者は、有害玩具類等を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。
- 7 第1項、第2項第4号又は第4項の規定による指定は、告示により行う。

(有害図書類の陳列の制限)

第12条の2 図書類取扱業者は、有害図書類を販売し、貸し付け、観覧させ、又は視聴させる場合において、有害図書類を陳列するときは、青少年の目に触れにくい陳列の方法として規則で定める方法により、

有害図書類を他の物品と区分して陳列しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定に違反して有害図書類が陳列されていると認めるときは、当該図書類取扱業者に対し、期限を定めて、有害図書類の陳列の方法について改善を命ずることができる。
- 3 図書類取扱業者は、有害図書類の陳列場所に当該有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させない旨を掲示しなければならない。
- 4 前3項の規定は、法令又は条例の規定により常時青少年の立入りが禁じられている場所に有害図書類を陳列する場合については、適用しない。

(自動販売機による図書類又は玩具類等の販売の届出等)

第12条の3 図書類又は玩具類等の販売を業とする者（以下「図書類等販売業者」という。）は、自動販売機により当該販売をしようとするとき（規則で定める場所に自動販売機を設置し、当該販売をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該自動販売機ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 自動販売機の設置場所
- (3) 自動販売機の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者（以下「自販機販売届出者」という。）は、当該届出に係る自動販売機の使用を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 自販機販売届出者は、第1項の規定による届出に係る自動販売機に、規則で定めるところにより、当該届出をした旨の表示をしなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも同様とする。

(自動販売機管理者の設置)

第12条の4 自販機販売届出者は、その設置する自動販売機ごとに、自動販売機管理者を置かなければならない。

2 自動販売機管理者は、その管理に係る自動販売機が設置された市町（神戸市の区域に設置された場合にあっては、区。以下この項において同じ。）の区域と同一の市町の区域内に住所を有している者でなければならない。

(自動販売機への収納の禁止等)

第12条の5 図書類等販売業者又は自動販売機管理者は、有害図書類又は有害玩具類等を自動販売機に収納してはならない。

2 自動販売機による図書類又は玩具類等の販売をしている図書類等販売業者又は自動販売機管理者は、当該自動販売機に収納されている図書類又は玩具類等が有害図書類又は有害玩具類等に該当することとなったときは、直ちに当該図書類又は玩具類等を当該自動販売機から撤去しなければならない。

3 図書類等販売業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域においては、第9条第1項に該当する図書類又は同条第2項に該当する玩具類等を収納する自動販売機を設置してはならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。以下「学校」という。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設

- (6) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第12条第1項に規定するスポーツ施設及びこれに類する施設で、国又は地方公共団体が設置するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

（適用除外）

第12条の6 前3条の規定は、法令又は条例の規定により青少年の立入りが禁じられている場所に設置されている自動販売機であって、規則で定める措置が講じられているものについては、適用しない。

（有害広告物の制限）

第13条 知事は、屋外又は屋内に掲示された広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対してその内容の変更若しくは撤去又は当該広告物と同一の内容の広告物の掲示の禁止を命ずることができる。

（質物の受入れ及び古物の買受け等の禁止）

第14条 質屋（質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋をいう。以下同じ。）又は古物商（古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商をいう。以下同じ。）は、青少年から物品（第21条の2の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）若しくは有価証券を質に取って金銭を貸し付け、物品を買受け、又は委託を受けて物品を販売してはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められるときは、この限りでない。

（指定遊技営業等の場所への立入禁止）

第15条 知事は、遊技営業等の設備又は形態が次の各号のいずれかに該当するため、青少年を客として立ち入らせることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該遊技営業等の場所の全部又は一部を青少年の立入禁止の場所として指定することができる。

- (1) 客室若しくは客席にかぎのかかる設備その他これに類する設備をし、又は客室若しくは客席の内部の見通しを妨げる設備をしているもの
 - (2) 客室若しくは客席に著しく性的感情を刺激する装置、照明、装飾品等を使用しているもの
 - (3) 遊技営業等を営む者（以下「遊技営業等営業者」という。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、常時客を見守ることなく客室を利用させるもの
- 2 知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨及びその理由を文書をもって当該遊技営業等営業者又はその代理人に通知しなければならない。
- 3 遊技営業等営業者又はその代理人は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該遊技営業等の場所の見やすい箇所に指定のあった旨及び青少年の立入りを禁ずる旨を掲示し、当該場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。
- 4 知事は、第1項の規定による指定を受けた遊技営業等の場所において当該遊技営業等の設備又は形態が同項各号に掲げる理由に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

（深夜遊技営業等の場所への立入禁止）

第15条の2 次に掲げる遊技営業等を営む者又はその代理人は、深夜（午後11時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において当該遊技営業等の場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。

- (1) 第2条第7号アに掲げる遊技営業等のうち、個室（前条第1項第1号に規定する客室又は客席をいう。以下同じ。）を設け、当該個室において客に遊技又は遊興をさせる営業
- (2) 第2条第7号イに掲げる遊技営業等のうち、個室を設け、当該遊技営業等を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が常時客を見守ることなく、当該個室において客に飲食をさせる営業
- (3) 第2条第7号ウに掲げる遊技営業等のうち、個室を設け、当該個室において客に図書類の閲覧若しくは視聴をさせ、又はインターネットの利用をさせる営業

- 2 前項各号に掲げる遊技営業等を営む者は、深夜において当該遊技営業等を営む場合においては、当該遊技営業等の場所の見やすい箇所に深夜における青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

(利用カード等に係る禁止行為)

- 第16条 風営適正化法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に関して提供する役務（以下「電話異性紹介役務」という。）の数量に応ずる対価を得る目的で発行するカードその他の物品（以下「利用カード等」という。）を販売する者は、利用カード等を自動販売機に収納してはならない。
- 2 電話異性紹介役務を利用するための情報を業として提供する者は、電話異性紹介役務の数量に応ずる対価を徴収して、当該電話異性紹介役務を利用するための電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を提供する機器を設置してはならない。
- 3 何人も、青少年に利用カード等を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は利用カード等に記載された電話異性紹介役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を提供してはならない。
- 4 第12条の6の規定は、第1項及び第2項の場合について準用する。

(有害役務営業を営む者等の禁止行為等)

第17条 有害役務営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 青少年を有害役務営業の客に接する業務に従事させること。
 - (2) 青少年に対し、有害役務営業の客に接する業務に従事するよう勧誘すること。
 - (3) 青少年に対し、有害役務営業の客となるよう勧誘すること。
 - (4) 青少年に対し、有害役務営業の名称、所在地又は電話番号その他の当該有害役務営業に関する事項（以下「有害役務営業の名称等」という。）を記載した文書、図画その他のもの（以下「文書等」という。）を頒布すること。
 - (5) 有害役務営業の客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること。
 - (6) 有害役務営業の客となるよう青少年に勧誘させること。
 - (7) 有害役務営業の名称等を記載した文書等を青少年に頒布させること。
 - (8) 店舗型有害役務営業の場所（以下この条において「営業所」という。）又は無店舗型有害役務営業の受付所（第2条第10号アからウまでに規定する役務の提供以外の客に接する業務を行うための施設をいう。以下同じ。）に青少年を客として立ち入らせること。
 - (9) 青少年を無店舗型有害役務営業の客とすること。
- 2 有害役務営業を営む者は、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める場所の立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、青少年の立入りを禁ずる旨の掲示をしなければならない。
- (1) 店舗型有害役務営業 営業所
 - (2) 無店舗型有害役務営業（受付所を設けて営むものに限る。） 受付所
- 3 有害役務営業を営む者は、当該有害役務営業につき広告又は宣伝をするときは、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める事項を明らかにしなければならない。
- (1) 店舗型有害役務営業 営業所への青少年の立入りを禁ずる旨
 - (2) 無店舗型有害役務営業 青少年が無店舗型有害役務営業の客となることを禁ずる旨及び受付所を設けて営む無店舗型有害役務営業にあつては、受付所への青少年の立入りを禁ずる旨
- 4 有害役務営業を営む者は、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める場所ごとに、従業者名簿を備え、これに当該有害役務営業に従事する者の氏名、生年月日及び住所その他の規則で定める事項を記載しておかななければならない。
- (1) 店舗型有害役務営業 営業所
 - (2) 無店舗型有害役務営業 事務所及び受付所を設けて営む無店舗型有害役務営業にあつては、受付所
- 5 知事は、有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、第1項の規定に違反して

同項第4号又は第9号に掲げる行為をしたときは、当該有害役務営業を営む者に対し、その行為の中止を命じ、又は必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(有害役務営業の停止)

第18条 知事は、有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該有害役務営業に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該有害役務営業を営む者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該有害役務営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第174条、第175条又は第182条の罪に当たる違法な行為をしたとき。
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項又は第61条第1項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により適用される場合を含む。）の規定に違反したとき。
- (3) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条第2号の罪に当たる違法な行為をしたとき。
- (4) 児童福祉法第34条第1項第6号、第7号又は第9号の規定に違反したとき。
- (5) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第2章に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき。
- (6) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第4条から第8条までの罪に当たる違法な行為をしたとき。
- (7) この条例に規定する罪（第30条第2項第1号の罪を除く。）に当たる違法な行為をしたとき。
- (8) 前条第5項の規定による命令に従わなかったとき。

第19条 削除

第5章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の禁止等

(入れ墨を施す行為等の禁止)

第20条 何人も、青少年に対し、入れ墨を施してはならない。

- 2 何人も、青少年に対し、勧誘し、又は周旋して前項の行為を受けさせてはならない。

(みだらな性行為等の禁止)

第21条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

- 2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(使用済み下着等の買受け等の禁止)

第21条の2 何人も、青少年から使用済み下着等（青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液、ふん尿若しくは体毛をいい、青少年がこれらに該当すると称する物を含む。以下同じ。）を買い受け、若しくは使用済み下着等の売却の委託を受け、又は青少年に使用済み下着等の売却の相手方を紹介してはならない。

(児童ポルノ等の提供の求めの禁止)

第21条の3 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）その他の記録をいう。以下同じ。）の提供を求めてはならない。

(場所の提供及びその周旋の禁止)

第22条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、その場所の提供又はその周旋をしてはならない。

- (1) 入れ墨を施す行為
- (2) みだらな性行為又はわいせつな行為
- (3) 使用済み下着等を買受け、使用済み下着等の売却の委託を受け、又は使用済み下着等の売却の相手方を紹介する行為
- (4) 暴行
- (5) 麻薬又は覚せい剤を使用する行為
- (6) 医薬品その他のもので、催眠、めいてい、興奮、幻覚その他これらに類する作用を有するものとして知事が指定するもの（以下「指定医薬品等」という。）を不健全な目的に使用する行為
- (7) 喫煙又は飲酒

2 場所の提供をした者は、当該場所において、前項各号に掲げる行為が行われることを知ったときは、直ちに、その提供を中止しなければならない。

(指定医薬品等の譲渡等の禁止)

第23条 何人も、前条第1項第6号に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がその行為を行うおそれがあることを知って、指定医薬品等を譲渡し、交付し、又は周旋してはならない。

2 何人も、青少年に対し、前条第1項第6号に掲げる行為をすることを勧誘してはならない。

(深夜外出の制限)

第24条 保護者は、特別の事情がある場合を除くほか、深夜に青少年を外出させないようにしなければならない。

2 何人も、保護者の委託を受け、又は承諾を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に、青少年をその住所若しくは居所（以下「住所等」という。）から連れ出し、又はその住所等以外の場所に居させてはならない。

3 深夜に営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業の場所にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

第5章の2 インターネット上の有害情報等からの青少年の保護

(保護者の取組)

第24条の2 保護者は、インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を適切に管理することにより、青少年が端末設備を利用して有害情報（第9条第1項各号のいずれかに該当するため、青少年に閲覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる情報をいう。以下同じ。）を閲覧することがないようにしなければならない。

2 保護者は、青少年によるインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図らなければならない。

(青少年のインターネット利用について事業者が講ずべき措置等)

第24条の3 端末設備を公衆の利用に供する事業者は、フィルタリング・ソフト（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択し、有害情報の閲覧を制限する機能を有するソフトウェアをいう。以下同じ。）又はフィルタリング・サービス（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択し、有害情報の閲覧を制限するための役務又はフィルタリング・ソフトによって有害情報の閲覧を制限するために必要な情報を当該フィル

タリング・ソフトを作動させる者に対してインターネットにより継続的に提供する役務をいう。以下同じ。)の利用その他の規則で定める方法により、青少年が当該端末設備を利用して有害情報を閲覧することができないようにするための措置を講じなければならない。ただし、法令又は条例の規定により常時青少年の立入りが禁じられている場所において端末設備を公衆の利用に供する場合は、この限りでない。

- 2 知事は、端末設備を公衆の利用に供する事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、前項の措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、端末設備を公衆の利用に供する事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、端末設備の販売若しくは貸付け又は役務の提供に当たっては、その販売若しくは貸付け又は役務の提供を受ける者に対し、フィルタリング・ソフト又はフィルタリング・サービスに関する情報を提供しよう努めなければならない。

（携帯電話端末設備等による有害情報の閲覧防止措置）

第24条の4 保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）の当事者となる場合又はその監護する青少年を端末設備の使用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を自ら締結する場合において、当該青少年が就労しており、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由があるときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者及び当該契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者をいう。以下同じ。）に対し、当該正当な理由が存在することを明らかにして、フィルタリング・サービス及びフィルタリング有効化措置（インターネットを利用する者の有害情報の閲覧を制限するため、端末設備に組み込まれたプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）の機能を制限する措置をいう。以下同じ。）を希望しない旨の申出をすることができる。

- 2 保護者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、前項の申出をするときは、規則で定めるところにより、同項の正当な理由を記載した書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。
- 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、第1項に規定する契約を締結するに当たっては、青少年又はその保護者に対し、フィルタリング・サービスの内容、次条第1項に規定する青少年のインターネットの利用に関する基準づくりの必要性その他の規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書（当該説明書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を交付しなければならない。
- 4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、フィルタリング・サービスの利用を条件としない第1項に規定する契約を締結したときは、当該契約に係る第2項の書面を、当該契約が終了する日までの間保存しなければならない。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、当該書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存することができる。
- 5 知事は、フィルタリング・サービスの利用を条件としない第1項に規定する契約を青少年のために締結した保護者又は当該契約を締結した青少年の保護者に対し、当該契約に基づく青少年によるインター

ネットの利用が適切に行われているかどうかについて、説明若しくは資料の提出を求め、又は調査その他の必要な措置を講ずることができる。

6 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第3項又は第4項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

7 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前項の規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(青少年のインターネットの利用に関する基準づくり)

第24条の5 何人も、青少年のインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、青少年のインターネットの利用に関する基準づくりが行われるよう、その支援に努めなければならない。

2 前項に規定する基準は、その内容に次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) インターネットの過度の利用等を防止するためのその利用の時間に関する事項
- (2) インターネットの利用に伴う危険等を防止するためのその利用の方法に関する事項

(県の施策)

第24条の6 県は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、普及啓発、教育等の施策の推進に努めるものとする。

第6章 雑則

(審議会への諮問)

第25条 知事は、第2条第9号エ(ア)から(ウ)まで、第10条、第11条第1項、第3項若しくは第6項、第12条第1項、第2項第1号、第2号若しくは第4号、第4項若しくは第5項第1号、第12条の2第1項若しくは第2項、第12条の5第3項第7号、第13条、第15条第1項若しくは第4項、第18条、第22条第1項第6号、第24条の3第1項若しくは第2項、第24条の4第1項から第3項まで若しくは第6項又は第27条の規定による推奨、指定、その取消し、規則の制定、命令又は勧告をしようとするときは、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する青少年愛護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで推奨、指定、その取消し、規則の制定、命令又は勧告をしたときは、次の審議会に報告しなければならない。

(推奨等の要請)

第26条 何人も、第10条、第11条第1項、第12条第1項若しくは第4項、第13条、第15条第1項又は第17条第5項の規定による推奨、指定又は命令をすることが適当であると認めるときは、知事に対し、その旨を要請することができる。

2 前項の要請は、その理由を記載した文書をもってしなければならない。

(教育委員会等の要請に基づく勧告)

第27条 知事は、学校の周辺における旅館、飲食店、料理店等の営業、有害役務営業、風営適正化法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他の営業の内容が当該学校の教育環境を著しく害し、又は害するおそれがある場合において、当該学校が公立学校である場合にあっては当該学校を管理する教育委員会、私立学校である場合にあっては当該学校の設置者から要請があったときは、当該営業を営む者に対し、当該学校の教育環境の清浄化について必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(立入調査)

第28条 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業時間内において、次の各号に掲げる場所に立ち入り、調査し、関係者に質問し、又は関係者から資料の提供を求めることができる。

- (1) 有害興行を行う場所
 - (2) 有害図書類又は有害玩具類等を販売し、若しくは貸し付け、又は閲覧させ、若しくは視聴させることを業とする者の営業の場所
 - (3) 第13条の広告物を掲示している場所
 - (4) 質屋又は古物商の営業の場所
 - (5) 第15条第1項の規定により指定した遊技営業等の場所
 - (6) 第15条の2第1項に規定する遊技営業等の場所
 - (7) 店舗型有害役務営業の場所
 - (8) 無店舗型有害役務営業の事務所又は受付所
 - (9) 端末設備を公衆の利用に供する事業者の営業又は事業の場所
 - (10) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業又は事業の場所
- 2 前項の規定により同項各号に掲げる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査は、必要最少限度において行うべきであって、関係者の正常な業務を妨げてはならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(補則)

第29条 この条例の実施のための手続その他この条例の施行のため必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第20条第1項又は第2項の規定に違反した者
 - (2) 第21条第1項の規定に違反した者
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- (1) 第18条の規定による命令に違反した者
 - (2) 第22条第1項（同項第1号又は第2号に係る部分に限る。）又は第2項（同条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定に違反した者
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- (1) 常習として第12条の5第1項又は第2項の規定に違反した者
 - (2) 第17条第1項（同項第1号又は第8号に係る部分に限る。）の規定に違反した者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
- (1) 第21条の2の規定に違反する行為を業として行った者
 - (2) 第22条第1項（同項第3号から第7号までに係る部分に限る。）又は第2項（同条第1項第3号から第7号までに係る部分に限る。）の規定に違反した者
 - (3) 第23条第1項の規定に違反した者
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。
- (1) 第11条第5項の規定に違反して青少年に観覧させた者

- (2) 第12条第3項又は第6項の規定に違反した者
 - (3) 第12条の2第2項の規定による命令に従わなかった者
 - (4) 第12条の5第1項又は第2項の規定に違反した者（この条第3項第1号に掲げる者を除く。）
 - (5) 第13条の規定による命令に従わなかった者
 - (6) 第15条第3項の規定に違反して青少年を客として立ち入らせた者
 - (7) 第15条の2第1項の規定に違反した者
 - (8) 第16条第1項から第3項までの規定に違反した者
 - (9) 第17条第1項（同項第2号、第3号又は第5号から第7号までに係る部分に限る。）の規定に違反した者
 - (10) 第21条第2項の規定に違反した者
 - (11) 第21条の2の規定に違反した者（前項第1号に掲げる者を除く。）
 - (12) 第21条の3の規定に違反して、次に掲げる方法により、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
 - ア 青少年を欺き、威迫し又は困惑させる方法
 - イ 青少年に対し、財産上の利益を供与し、又はその供与の申込み若しくは約束をする方法
 - (13) 第23条第2項の規定に違反した者
 - (14) 第24条第2項の規定に違反した者
- 6 第17条第1項（同項第4号又は第9号に係る部分を除く。）、第20条第1項若しくは第2項、第21条第1項若しくは第2項、第21条の2、第21条の3又は第24条第2項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項又は前3項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。
- 7 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。
- (1) 第12条の3第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第14条の規定に違反した者
- 8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。
- (1) 第12条の3第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第17条第2項又は第3項の規定に違反した者
 - (3) 第17条第4項の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
 - (4) 第28条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対して虚偽の陳述をし、資料の提供を拒み、又は虚偽の資料を提供した者
- 9 次の各号のいずれかに該当する者は、科料に処する。
- (1) 第11条第5項の規定に違反して青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなかった者
 - (2) 第12条の2第3項の規定に違反して有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させない旨を掲示しなかった者
 - (3) 第12条の3第3項の規定に違反した者
 - (4) 第15条第3項の規定に違反して青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなかった者
 - (5) 第15条の2第2項の規定に違反した者

（両罰規定）

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても、同条の罰金刑又は科料刑を科する。

(免責規定)

第32条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 青少年愛護条例（昭和33年兵庫県条例第17号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、旧条例の規定により知事が行なった推奨、指定、命令その他の処分であつて現にその効力を有するものは、この条例の相当規定により知事が行なった処分とみなす。この場合において、当該処分に期間が定められているときは、その期間は、旧条例の規定により当該処分が行なわれた日から起算するものとする。

4 この条例の施行の際、現に旧条例第11条又は第13条第1項の規定により、知事に対してなされている要請は、この条例の相当規定により知事に対してなされた要請とみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和40年7月1日条例第33号）

この条例は、昭和40年7月15日から施行する。

附 則（昭和42年10月13日条例第30号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和42年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和43年3月30日条例第25号）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月30日条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年3月31日条例第18号）

この条例は、昭和48年5月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月20日条例第35号抄）

(施行期日)

この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（平成2年3月28日条例第11号）

この条例は、平成2年5月1日から施行する。

附 則（平成4年3月27日条例第4号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成7年10月11日条例第42号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成7年10月18日から施行する。

附 則（平成8年10月9日条例第27号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、改正前の青少年愛護条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者については、改正後の条例第16条第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日から1月以内に」とする。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(附属機関設置条例の一部改正)
- 5 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。
第1条第1項の表青少年愛護審議会の項を次のように改める。

青少年愛護審議会	青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）による優良興行等の推奨、有害興行の指定及びその取消し、有害図書類等の指定、有害広告物の内容の変更等の命令、青少年の立入禁止の場所の指定及びその取消し、テレホンクラブ等営業の停止命令、指定医薬品等の指定及び教育委員会の要請等に基づく勧告並びに有害興行の指定等の処分に対する異議申立てに関する重要事項の調査審議に関する事務
----------	--

第1条第2項中「麻薬取締法」を「麻薬及び向精神薬取締法」に改める。

附 則（平成10年12月21日条例第47号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成11年10月8日条例第44号）

この条例は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の施行の日〔平成11年11月1日〕から施行する。

附 則（平成11年12月20日条例第55号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。ただし、第8条に1項を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、改正前の青少年愛護条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に自動販売機による図書類の販売をしている者については、改正後の条例第12条の2第1項に規定する図書類販売業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「青少年愛護条例の一部を改正する条例（平成11年兵庫県条例第55号）の施行の日から3月以内に」とする。
- 4 この条例の施行の際現に有害図書類を収納している自動販売機については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から3月間は、改正後の条例第12条の4の規定は、適用しない。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の条例第16条第1項の規定による届出をして営まれているテレホンクラブ等営業については、施行日から2年間は、改正後の条例第16条の2第1項の規定は、適用しない。
- 6 この条例の施行の際現に利用カード等を収納している自動販売機については、施行日から3月間は、改正後の条例第17条の2第1項の規定は、適用しない。
- 7 この条例の施行の際現に設置されている改正後の条例第17条の2第2項に規定する機器については、施行日から3月間は、同項の規定は、適用しない。

8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月12日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月20日条例第53号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（テレホンクラブ等営業の停止命令等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に係るこの条例の施行後における第2条の規定による改正前の青少年愛護条例第2条第7号に規定するテレホンクラブ等営業の停止又は廃止の命令その他の処分については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附属機関設置条例の一部改正）

4 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表青少年愛護審議会の項中「有害図書類等の指定」の右に「、有害図書類とする図書類の内容等を定める規則の制定」を加え、「、テレホンクラブ等営業の停止命令」を削る。

附 則（平成13年12月20日条例第58号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の青少年愛護条例第16条第1項の規定による届出をして営まれているテレホンクラブ等営業については、改正後の青少年愛護条例第16条の2第1項の規定は、適用しない。

附 則（平成17年12月21日条例第77号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の青少年愛護条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に自動販売機により玩具類等を販売している者については、改正後の条例第12条の3第1項に規定する図書類等販売業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「青少年愛護条例の一部を改正する条例（平成17年兵庫県条例第77号）の施行の日から起算して3月以内に」とする。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附属機関設置条例の一部改正）

5 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表青少年愛護審議会の項中「有害興行の指定及びその取消し」の右に「、興行の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体の指定」を加え、「有害図書類とする図書類」を「有害図書類等とする図書类等」に改め、「規則の制定」の右に「、図書類の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体の指定、有害図書類の陳列方法を定める規則の制定、有害図書類の陳列方法についての改善の命令、自動販売機の設置場所に係る青少年の利用に供される施設を定める規則の制定」を加える。

附 則（平成18年3月24日条例第24号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年（中略）10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年5月1日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第24条の4」を「第24条の5」に改める部分に限る。）、第24条の2及び第24条の3の改正規定、第5章の2中第24条の4を第24条の5とし、第24条の3の次に1条を加える改正規定、第25条第1項の改正規定（「第22条第1項第6号」の右に「、第24条の3第1項若しくは第2項、第24条の4第1項から第3項まで若しくは第6項」を加える部分に限る。）並びに第28条第1項に3号を加える改正規定（同項第8号及び第9号に係る部分に限る。）は、同年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第8号に規定する出会い喫茶等営業を営んでいる者については、改正後の条例第17条第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の10日前まで」とあるのは、「青少年愛護条例の一部を改正する条例（平成21年兵庫県条例第5号）の施行の日から起算して1月以内」とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正後の条例第18条第1項に規定する営業禁止区域において掲示されている広告物については、この条例の施行の日から1月間は、改正後の条例第19条第1項第6号の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附属機関設置条例の一部改正）

- 5 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。
第1条第1項の表青少年愛護審議会の項を次のように改める。

青少年愛護審議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に関して必要な事項並びに青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）による青少年の健全な育成及びこれを阻害するおそれのある行為からの青少年の保護に関する重要事項の調査審議に関する事務
----------	--

附 則（平成22年10月7日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。
- （出会い喫茶等営業の停止命令等に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に係るこの条例の施行後における第2条の規定による改正前の青少年愛護条例第2条第8号に規定する出会い喫茶等営業の停止又は廃止の命令その他の処分については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成23年10月7日条例第41号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月23日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第21条の2の次に1条を加える改正規定、第30条第5項第12号を同項第14号とし、同項第11号を同項第13号とし、同項第10号を同項第11号とし、同号の次に1号を加える改正規定及び附則第3項の規定 平成30年4月1日
 - (2) 第24条の4第1項から第7項まで及び第28条第1項第8号の改正規定 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第75号）の施行の日
 - (3) 次項の規定 平成30年1月1日
(経過措置)
- 2 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、必要があると認めるときは、営業時間内において、次に掲げる場所に立ち入り、調査し、関係者に質問し、又は関係者から資料の提供を求めることができる。この場合においては、改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）第28条第2項から第4項までの規定を準用する。
 - (1) 改正後の条例第2条第9号に規定する店舗型有害役務営業に該当することとなる営業の場所
 - (2) 改正後の条例第2条第10号に規定する無店舗型有害役務営業に該当することとなる営業の事務所又は改正後の条例第17条第1項第8号に規定する受付所
- 3 この条例（附則第1項第1号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。